

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問3〕までに答えなさい。

【事実】

1. Aは、店舗を建設して料亭を開業するのに適した土地を探していたところ、平成2年(1990年)8月頃、希望する条件に沿う甲土地を見つけた。
甲土地は、その当時、Bが管理していたが、登記上は、Bの祖父Cが所有権登記名義人となっている。Cは、妻に先立たれた後、昭和60年(1985年)4月に死亡した。Cには子としてD及びEがいたが、Dは、昭和63年(1988年)7月に死亡した。Dの妻は、Dより先に死亡しており、また、Bは、Dの唯一の子である。
2. Aが、平成2年(1990年)9月頃、Bに対し甲土地を購入したい旨を申し入れたところ、Bは、その1か月後、Aに対し、甲土地を売却してもよいとする意向を伝えるとともに、「甲土地は、登記上は祖父Cの名義になっているが、Cが死亡した後、その相続について話をすることもなくDが管理してきた。Dが死亡してからは、自分が管理をしている。」と説明した。Aが、「Bを所有権登記名義人とする登記にすることはできないのか。」とBに尋ねたところ、Bは、「しばらく待ってほしい。」と答えた。
3. AとBは、平成2年(1990年)11月15日、甲土地を代金3600万円でBがAに売却することで合意した。そして、その日のうちに、Aは、Bに代金の全額を支払った。また、同月20日、Aは、甲土地を柵で囲み、その中央に「料亭「和南」建設予定地」という看板を立てた。
4. 平成3年(1991年)11月頃、Aは、甲土地上に飲食店舗と自宅を兼ねる乙建物を建設し、同年12月10日、Aを所有権登記名義人とする乙建物の所有権の保存の登記がされた。そして、Aは、平成4年(1992年)3月14日から、乙建物で料亭「和南」の営業を開始した。なお、料亭「和南」の経営は、Aが個人の事業者としてするものである。
5. Aは、平成15年(2003年)2月1日に死亡した。Aの妻は既に死亡しており、FがAの唯一の子であった。Fは、他の料亭で修業をしていたところ、Aが死亡したため、料亭「和南」の営業を引き継いだ。乙建物は、Fが居住するようになり、また、同年4月21日、相続を原因としてAからFへの所有権の移転の登記がされた。

〔設問1〕 【事実】1から5までを前提として、以下の 及び に答えなさい。

Fは、Aが甲土地をBとの売買契約により取得したことに依拠して、Eに対し、甲土地の所有権が自己にあることを主張したい。この主張が認められるかどうかを検討しなさい。

Fが、Eに対し、甲土地の占有が20年間継続したことを理由に、同土地の所有権を時効により取得したと主張するとき、【事実】3の下線を付した事実は、この取得時効の要件を論ずる上で法律上の意義を有するか、また、法律上の意義を有すると考えられるときに、どのような法律上の意義を有するか、理由を付して解答しなさい。

【事実】1から5までに加え、以下の【事実】6から17までの経緯があった。

【事実】

6. 料亭「和南」は順調に発展し、名店として評判となった。そこで、Fは、「和南」ブランドで、瓶詰の「和風だし」及びレトルト食品の「山菜おこわ」を販売することを考えるようにな

った。

7. まず、Fは、「和風だし」を2000箱分のみ製造し、二つの地域で試験的に販売することとした。そして、料亭「和南」とその周辺でF自らが1000箱分を販売するが、別の地域における販売は、食料品販売業者のGに任せることとし、FがGに「和風だし」1000箱を販売し、Gがそれを転売することとした。
8. 「和風だし」は、一部に特殊な原材料が必要なことから、平成23年9月に製造する必要があった。しかし、試験販売の開始は、準備の都合上、平成24年3月からとされた。そこで、Fは、「和風だし」2000箱分を製造した上、販売開始時期まで、どこかに保管することを考えた。そして、甲土地のすぐ近くで、かつて質店を経営していたが、現在は廃業しているHならば、広い倉庫を所有しているだろうと考え、Hと交渉した結果、H所有の丙建物に、Fが製造した「和風だし」を出荷まで保管してもらい、これに対しFが保管料を支払うこととなった。
9. Fは、平成23年9月10日、Gとの間で、「和風だし」2000箱のうち1000箱をFがGに対し代金500万円で売却し、丙建物で同月25日にFがGに現実に引き渡す旨の契約を締結した。そして、平成23年9月25日、「和風だし」2000箱が丙建物に運び込まれ、そのうち1000箱がFからGに現実に引き渡された後直ちに、FとH、GとHは、それぞれ【別紙】の内容の寄託契約を締結した。これらの結果、丙建物では、合わせて「和風だし」2000箱が保管されることとなった。

なお、平成23年9月25日までに実際に製造された「和風だし」は予定どおり2000箱分であり、それ以外には、「和風だし」は製造されていない。また、製造された「和風だし」2000箱分は、種類及び品質が同一であり、包装も均一であった。
10. また、Fは、平成24年1月中には、料亭「和南」で飲食した顧客のために、お土産用「山菜おこわ」の販売を始めることとし、製造する「山菜おこわ」の保管場所につきHに相談した。Hは、既に「和風だし」の寄託を受けて丙建物が有効活用されていること、さらに、丙建物にはなお保管場所に余裕があることから、Fの「山菜おこわ」を丙建物において無償で保管することをFと合意した。
11. Fは、平成24年1月に入ると、「山菜おこわ」の製造を開始し、同月10日、Hの立会いを得て、「山菜おこわ」500箱を丙建物に運び込んだ。
12. 平成24年1月12日、Fは、これまで取引のなかった大手百貨店Qの本部から、「山菜おこわ」をQ百貨店本店の地下1階食品売場で販売し、その評判が良ければ、「山菜おこわ」をQ百貨店の全店舗の食品売場で販売したいとの申出を受けた。
13. Fは、平成24年1月16日、Qとの間で、丙建物に保管されている「山菜おこわ」500箱をFがQに対し代金300万円で売却し、これを同月31日に丙建物で引き渡す旨の契約を締結した。Fは、この売買契約が成立したことから、Qが「山菜おこわ」の販売を始めるまでは、これを料亭「和南」で販売しないこととした。
14. Fは、Q百貨店で「山菜おこわ」を取り扱ってもらえることになったことを大いに喜び、平成24年1月22日、たまたまHが料亭「和南」を訪れた際、「Q百貨店本店の食品売場に「山菜おこわ」を置いてもらえることになった。その評判が良ければ、Q百貨店は、全店舗で「山菜おこわ」を取り扱うことを申し出てくれている。「和南」の味を広める大きなチャンスだから張り切っている。」とHに話した。
- 15.ところが、平成24年1月24日、丙建物に何者かが侵入し、丙建物内に保管されていた「和風だし」2000箱のうち1000箱及び「山菜おこわ」500箱全てが盗取された。なお、丙建物に何者かが侵入することを許したのは、その日はHが丙建物の施錠を忘れていたためである。また、Fが、同月31日までに「山菜おこわ」500箱分を新たに製造することは不可能である。

16. Qにおいて、この盗難事件を受け、Fとの取引を進めるかどうかについて社内で協議したところ、Fの商品保管態勢が十分であるとはいえないとして、その経営姿勢に疑問が呈せられた。そこで、Qは、平成24年2月1日、「山菜おこわ」500箱分の売買契約を解除すること及び「山菜おこわ」販売に関するFQ間の交渉を打ち切ることをFに通知した。

17. なお、【事実】16までに記載した以外には、丙建物に保管されている「和風だし」及び「山菜おこわ」について出し入れはなく、丙建物に侵入した者は不明であり盗品を取り戻すことは不可能である。

また、「和風だし」及び「山菜おこわ」を丙建物で保管する行為は商行為ではなく、Hは商人でない。

〔設問2〕 Gは、Hに対し、丙建物に存在する「和風だし」1000箱を自己に引き渡すよう求めている。これに対して、Hは、寄託された「和風だし」はFの物と合わせて2000箱であるところ、その半分がもはや存在しないことと、残りの1000箱全てをGに引き渡せば、Fの権利を侵害することとを理由に、Gの請求に応ずることを拒んでいる。このHの主張に留意しながら、Gのする「和風だし」1000箱の引渡請求の全部又は一部が認められるか否かを検討しなさい。

〔設問3〕 Fは、Hに対し、「山菜おこわ」を目的とする寄託契約の債務不履行を理由として損害賠償を請求しようと考えている。この債務不履行の成否について検討した上で、Fが、【事実】16の下線を付した経過があったためQ百貨店の全店舗で「山菜おこわ」を取り扱ってもらえなくなったことについての損害の賠償を請求することができるか否かについて論じなさい。

【別紙】

寄託契約書

第1条

寄託者は、受寄者に対し、料亭「和南」製「和風だし」1000箱（以下「本寄託物」という。）を寄託し、受寄者は、これを受領した。

第2条

- 1 受寄者は、本寄託物を丙建物において保管する。
- 2 受寄者は、本寄託物を善良な管理者の注意をもって保管する。

第3条

- 1 受寄者が他の者（次項及び次条において「他の寄託者」という。）との寄託契約に基づいて本寄託物と種類及び品質が同一である物を保管する場合において、受寄者は、その物と本寄託物とを区別することなく混合して保管すること（以下「混合保管」という。）ができ、寄託者は、これをあらかじめ承諾する。
- 2 前項の場合において、受寄者は、寄託者に対し、他の寄託者においても寄託物の混合保管がされることを承諾していることを保証する。

第4条

寄託者及び受寄者は、寄託者及び他の寄託者が、混合保管をされた物について、それぞれ寄託した物の数量の割合に応じ、寄託物の共有持分権を有することを確認する。

第5条

受寄者は、本寄託物に係る保管料を別に定める方法で計算し、寄託者に請求する。

第6条

受寄者は、寄託者に対し、混合保管をされていた物の中から、寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還する。

〔以下の条項は、省略。〕